

# 東京都立荒川工業高等学校【定時制課程】

# 学校いじめ防止基本方針

定時制課程では、これまで勤労青少年といった昼間に学校に通うことができない生徒の学びの場とされていた。しかしながら今日では、勤労青少年だけでなく、不登校を経験した生徒、生活習慣や学習習慣等に課題がある生徒、全日制高校から転学してきた生徒、中途退学を経験した生徒、外国人の生徒、特別な支援を必要とする生徒、高齢な生徒など、多様な生徒が在籍しており、個々の生徒の状況に応じた指導を行うことが課題となっている。

このような環境の中、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

学校いじめ防止対策推進基本方針は、学校におけるいじめ問題を克服し、生徒の尊厳を保持する目的の下、東京都、荒川区、学校、家庭、地域住民等の関係機関が相互に連携し、いじめの防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

## いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該の生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

## いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、東京都、東京都教育委員会、東京都立荒川工業高等学校定時制課程は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域、関係機関と連携して取り組む必要がある。

### ① いじめを生まない、許さない学校づくり【いじめに関する生徒の理解を深める】

生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、授業や生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、生徒がいじめは絶対に許されないことを自覚するよう促す。

### ② 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に、向けた行動を促す【いじめられた生徒を守る】

いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。  
学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を支援する。

### ③ 教員の指導力の向上と組織的対応【学校一丸となって取り組む】

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

### ④ 保護者・地域・関係機関と連携した取組【社会総掛かりで取り組む】

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

## 【4つの段階に応じた具体的取組】

### I 未然防止

- (1) 教職員の指導力の向上と組織的な対応
- (2) いじめを防止し、見て見ぬふりしないための取組

### II 早期発見

- (1) いじめの見える化
- (2) アンケート調査の実施
- (3) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- (4) 保護者・地域との連携

### III 早期対応

- (1) 学校いじめ対策委員会を核とした対応
- (2) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
- (3) 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携

### IV 重大事態への対処

- (1) 被害の子供の保護・ケア
- (2) 所管教育委員会・関係機関・保護者・地域との連携
- (3) いじめ防止対策推進法に基づく対応

## いじめ防止等に関する具体的な取組

- (1) 相談体制の整備
- (2) 関係機関等と連携した取組の推進
- (3) 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (5) 啓発活動
- (6) いじめ防止等のための調査研究の実施

## 学校いじめ対策委員会

- (1) 構成員 校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー  
特別支援教育コーディネーター・学年・校長が必要と認めた者
- (2) 活動 ①いじめの早期発見に関すること(アンケート調査)  
②いじめに関すること ③いじめ事案への対応に関すること
- (3) 開催 各学期1回 いじめ事案発生の場合緊急開催とする。